

補償制度のご案内

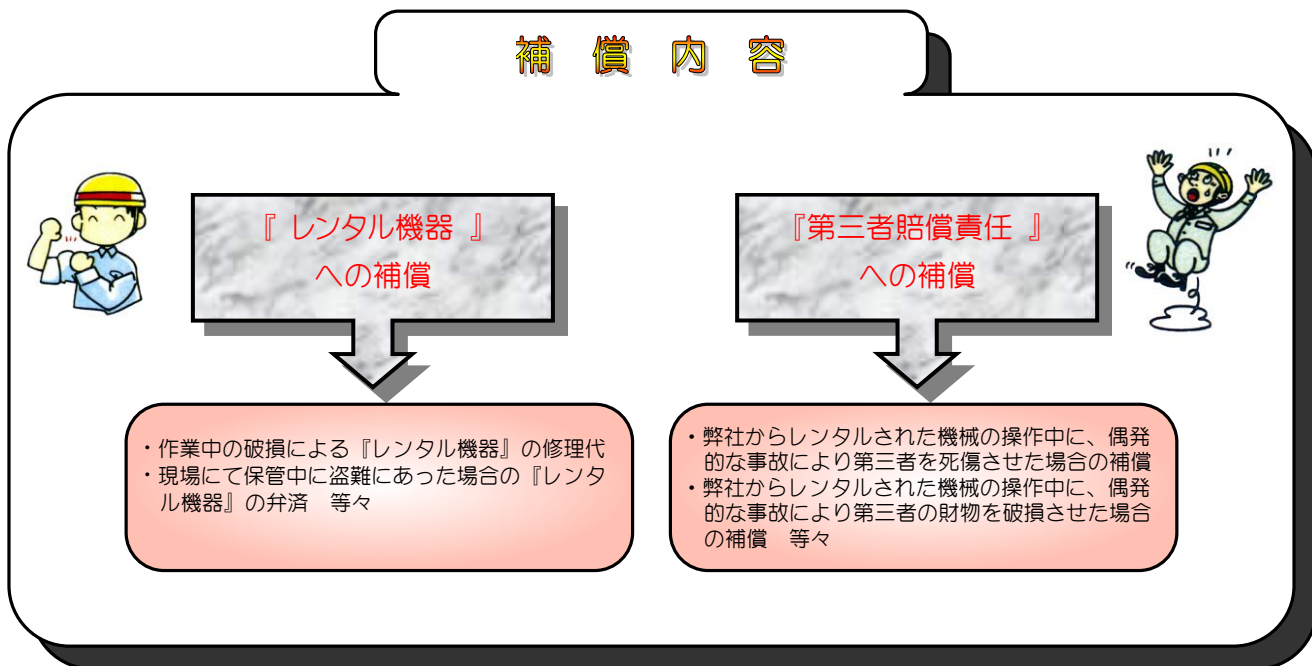
補償制度について

弊社では、近年のご使用中のリース機械等につきましての種々の事故や盗難の増加などの対応としまして、お客様方のそういうケースのリスクを低減する目的で、リース機器の補償制度を実施させて頂いております。

これは、お客様が弊社のレンタカーおよびレンタル機械を使用して、業務を遂行中、偶然な事故により第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償する制度です(弊社の補償制度は、保険会社の保険約款に基づいて運用しておりますので、免責事項等により弊社の補償制度が適用できない場合もあります)。

これに伴い、お客様方にも不慮の事故等の際しても充実した補償を受けられますので、安心して弊社のリース機器等をご利用頂けていることと存じ上げます。

補償内容



補償料について

補償制度を利用して頂くにあたり、お客様には補償料をご負担して頂いております(補償制度は、自動加入とさせていただきます)。お客様の「安心と安全」を第一に考えた制度ですので、ご理解の上、ご協力の程宜しくお願い致します。また補償料は、制度の特性上、使用日に関係なく、当社より各使用場所への搬入日から当社への返納日までを計算致します。

なお、万が一、補償料をお支払い頂いていない場合、損害金等はお客様の自己負担となります。



## 補償制度の内容について

対象機械	対人賠償	対物賠償	レンタル機器の補償	免責	備考
バックホウ 発電機 コンプレッサー 溶接機 キャリア ローラー ランマー・プレート 電動工具 ポンプ その他	一事故 3億円	2,000万円	(全損) 時価 (部分損) 修理費用	一事故 10万円	
レンタカー・ダンプ 各種	無制限	500万円	補償なし <sup>※1</sup>	(対人・対物) 客先負担ゼロ (車両) 補償なし <sup>※1</sup>	

注記 1) 上記※1につきましては、お客様の全額負担とさせていただきます。

2) 対人賠償は、会社の同僚を死傷させた場合等は、労災保険の上乗せ補償とします。

3) 対物賠償は、会社、下請業者、共同作業従事者の財物(管理下・使用中を含む)は対象外とさせていただきます。

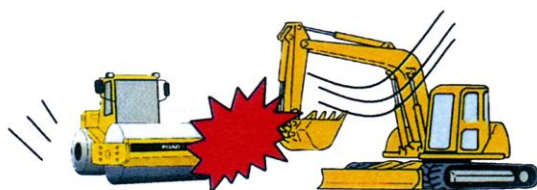
4) 上記条件および内容につきましては、平成16年11月1日現在のものでありますので、保険会社等の都合により変更することがございますことを御了承下さい。また、一部機械および車両につきまして条件が異なる場合がありますので、詳細は、弊社までお尋ね下さい。

## 『レンタル機器』補償

『レンタル機器』の補償とは、使用・保管中の偶然な事故による損害が対象となります。

### 対象となる事故(主なもの)

破損・盗難・火災・爆発・破裂・落雷、車両の衝突・接触、脱線・転覆、風災・水災・いたずら等の偶発的な事故による損害



車両の接触



盗難

### 対象とならない事故(主なもの)

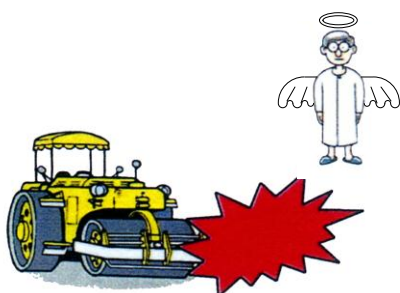
故意または重過失、無資格運転、飲酒運転、詐欺・紛失・置忘れ、自然消耗・カビ、錆・変質・変色、核燃料物質による損害、地震・噴火・津波による損害、戦争・暴動、電氣的・機械的の事故(故障)、シュー等の常時地面に接する部分の損害・フォーク・ドリル・バケット・タイヤ等の損害、ガラスの単独損害・修理期間中の休車障害 etc

## 『第三者賠償』の補償

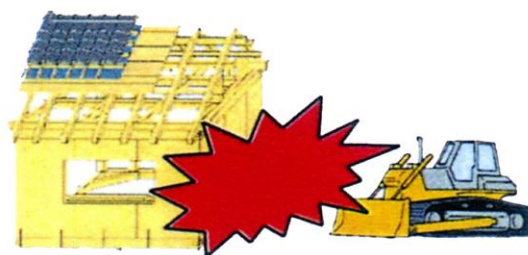
『第三者賠償』の補償とは、レンタル機器を使用・管理中に他人(第三者)の身体や財物に損害を与える事故を発生させた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償致します。

対象となる事故(主なもの)

- 対人賠償 …… レンタルされた機械を使用・管理中にお客様のミスにより他人(第三者)を死亡させたり、怪我をさせた場合に補償致します。
- 対物賠償 …… レンタルされた機械を使用・管理中にお客様のミスにより他人(第三者)の財物に損害を与えた場合に補償致します。



対人賠償



対物賠償

対象とならない事故(主なもの)

故意または重過失、無資格運転、飲酒運転、地震・噴火・津波による損害、戦争・暴動、他人との間の特別な損害賠償に関する契約により加重された責務不履行による損害賠償、貴社・貴社下請業者・共同作業従事者の所有・使用・管理する財物の補償 etc

もし事故が発生したら . . . . .

もし事故が発生したら . . . . !



1. まずは、慌てず、冷静になり、現場の状況および被害者の状況を確認して下さい。
2. 次に、相手の救護を第一に考えて頂き、被害者に対して救護措置をとって下さい。
3. 事故処理をスムーズに行うために、**相手者(被害者)の氏名(会社名)、住所、連絡先**を確認して下さい。
4. 弊社へ第一報として、事故の状況等について御連絡下さい。状況に応じ、弊社から事故現場に出向き、事故状況等の確認を行います。
5. 公道上での事故は、全て警察署へ事故の届け出をして下さい。
  - ・人身事故の場合には、警察署へ届け出る際、「人身事故」である旨の届け出を必ず行って下さい。
  - ・盗難等で届け出がない場合は、補償できない場合があります。
6. 下記事項を弊社まで御連絡下さい。
  - ・発生日時、時刻等
  - ・相手方(被害者)の住所、氏名(会社名)、連絡先
  - ・目撃者があれば、その方の住所、氏名、連絡先
  - ・事故状況(詳細に) etc
7. 事故処理をスムーズに行うために、後日、弊社より必要書類等の提出をお願いした場合は、速やかに提出して下さいます様宜しくお願い致します。